

第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考	
檜山	上国海区第1号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	檜山郡上ノ国町地先	別添漁場図のとおり	上ノ国町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。		
	上国海区第2号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	檜山郡上ノ国町地先		上ノ国町			
	上国海区第3号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	檜山郡上ノ国町地先		上ノ国町			
	上国海区第4号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	檜山郡上ノ国町地先		上ノ国町			
	上国海区第5号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業 第三種区画漁業	あわび養殖業 ほっけ養殖業 そい養殖業 ほたてがい養殖業 かき養殖業 ほや養殖業 こんぶ養殖業 うに養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	檜山郡上ノ国町地先		上ノ国町			
	江海区第1号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	うに養殖業 こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	檜山郡江差町地先		江差町			
	乙海区第1号	ひやま漁業協同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	爾志郡乙部町地先		乙部町		なし	
	乙海区第2号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	爾志郡乙部町地先		乙部町		区画漁業を営んでいる水面の周囲には、 昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、 夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	

第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
檜山	北 海区第1号	ひやま漁業協同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	久遠郡せたな町地先	別添漁場図のとおり	せたな町北檜山区及び瀬棚区	なし	
	北 海区第2号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	久遠郡せたな町地先		せたな町北檜山区及び瀬棚区		
	瀬 海区第1号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	久遠郡せたな町地先		せたな町北檜山区及び瀬棚区		
	瀬 海区第2号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	久遠郡せたな町地先		せたな町北檜山区及び瀬棚区		
	奥 海区第1号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業 第三種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 あわび養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	奥尻郡奥尻町地先		奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	
	奥 海区第2号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業 第三種区画漁業	こんぶ養殖業 あわび養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	奥尻郡奥尻町地先		奥尻町		
	奥 海区第3号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	奥尻郡奥尻町地先		奥尻町		
	奥 海区第4号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	奥尻郡奥尻町地先		奥尻町		
	奥 海区第5号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業 第三種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	奥尻郡奥尻町地先		奥尻町		
	奥 海区第6号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業 第三種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	奥尻郡奥尻町地先		奥尻町		
	奥 海区第7号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業 第三種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	奥尻郡奥尻町地先		奥尻町		
	奥 海区第8号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	奥尻郡奥尻町地先		奥尻町		
奥 海区第9号	ひやま漁業協同組合	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	奥尻郡奥尻町地先	奥尻町				

区画漁業権免許漁場図

上国海区第1号

漁場の位置

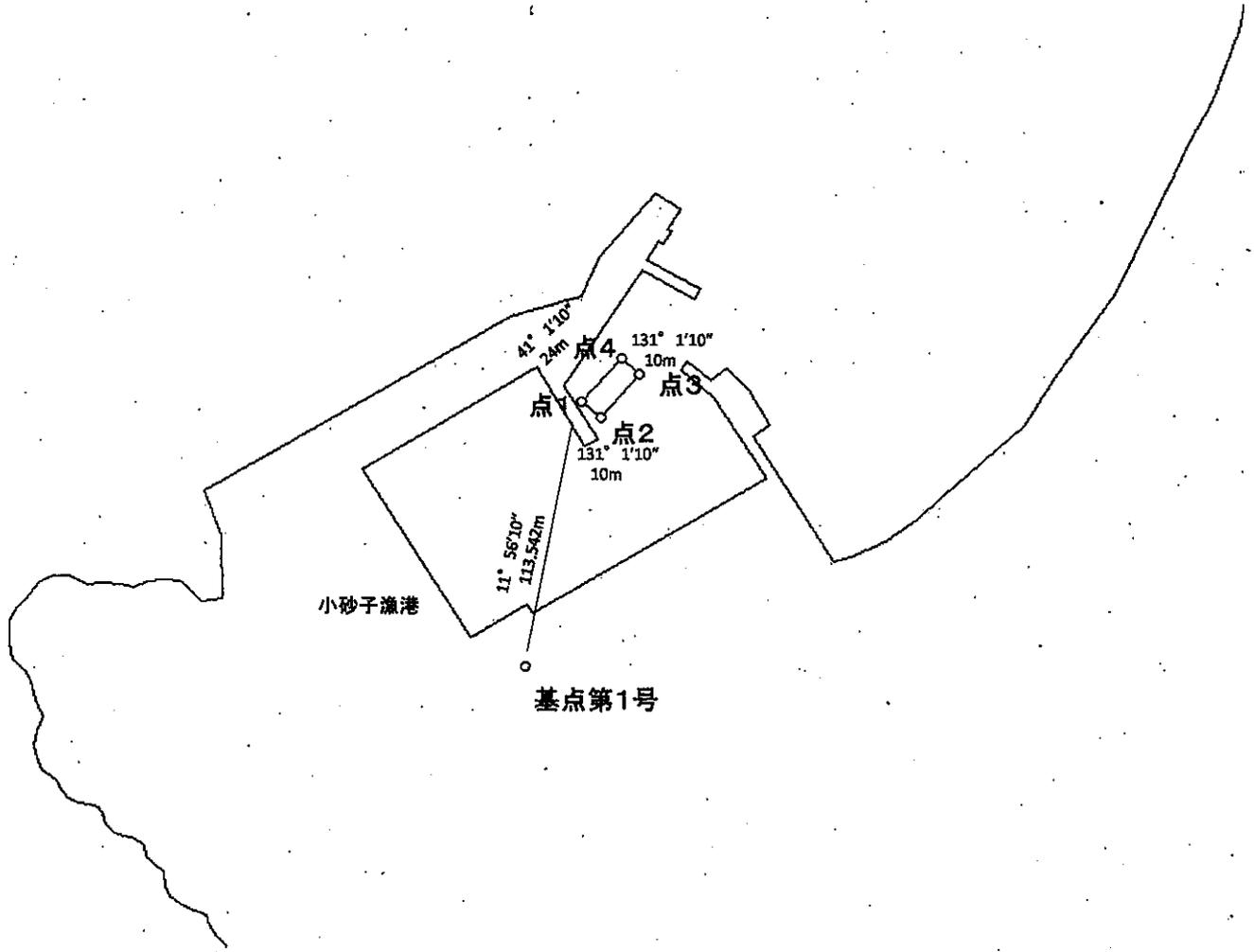
檜山郡上ノ国町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 X=-261059.552 Y=-20899.672 (座標系11系)

点1	基点第1号から	11度56分10秒	113.542メートルの点
点2	点1から	131度01分10秒	10.000メートルの点
点3	点4から	131度01分10秒	10.000メートルの点
点4	点1から	41度01分10秒	24.000メートルの点



区画漁業権免許漁場図

上国海区第2号

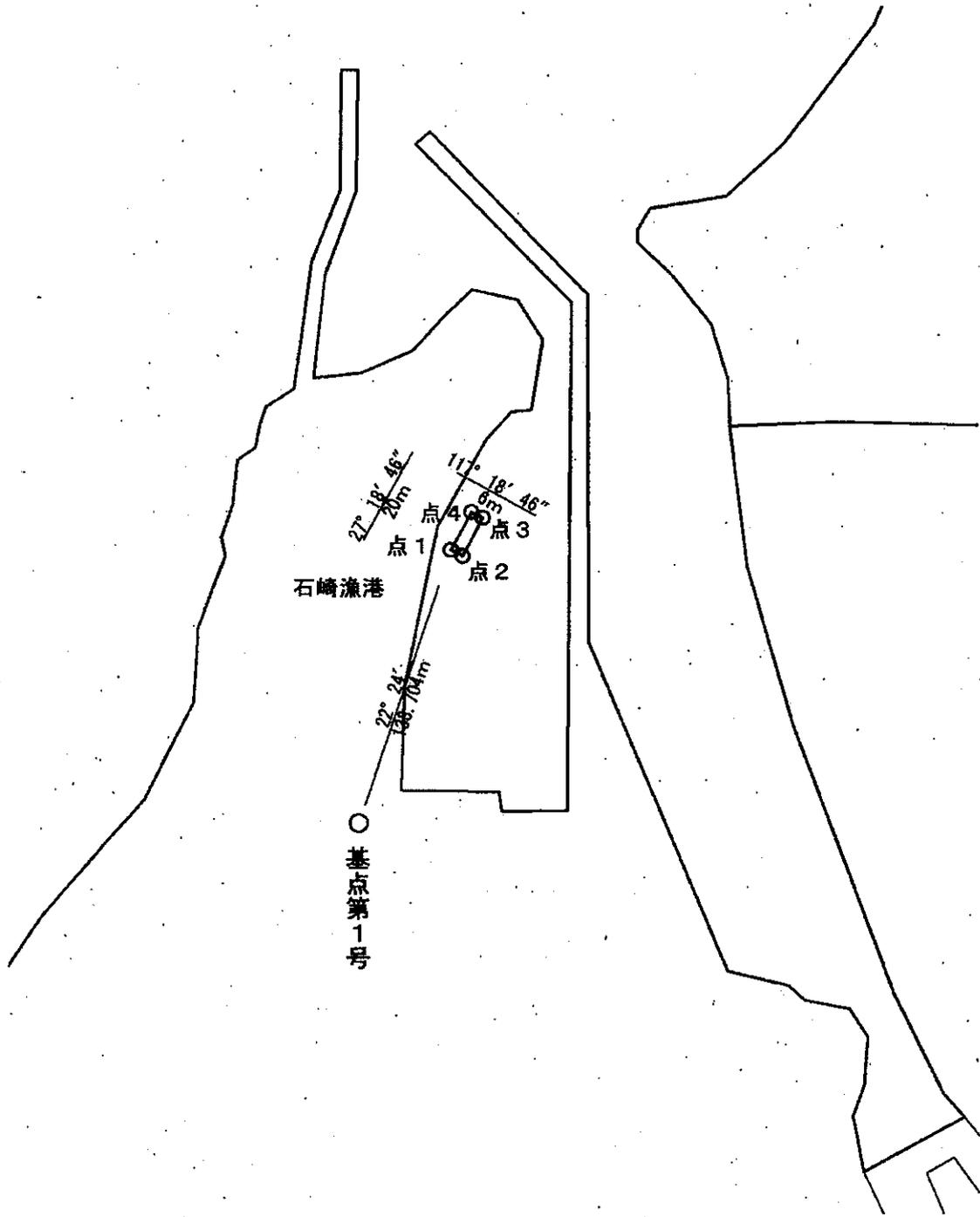
漁場の位置

檜山郡上ノ国町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号	X=-255066.551	Y=-19005.814	(座標系11系)
点1	基点第1号から	22度24分00秒	133.704メートルの点
点2	点1から	117度18分46秒	6.000メートルの点
点3	点4から	117度18分46秒	6.000メートルの点
点4	点1から	27度18分46秒	20.000メートルの点



区画漁業権免許漁場図

上国海区第3号

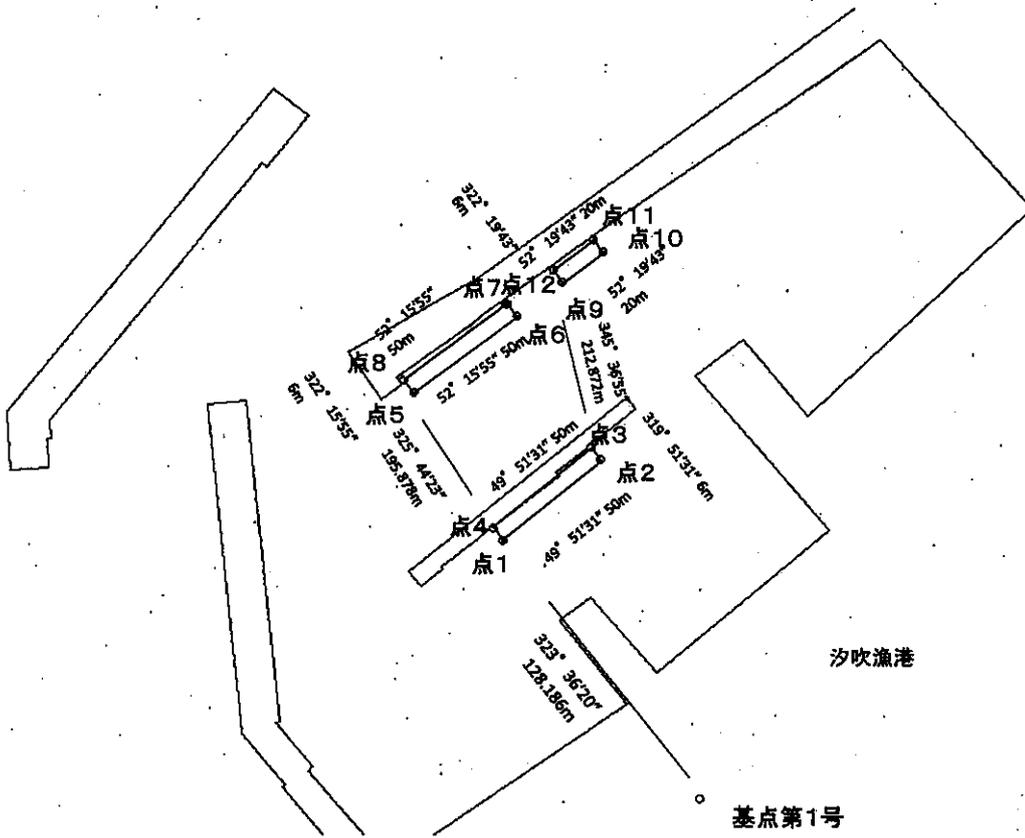
漁場の位置

檜山郡上ノ国町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに次の点5、点6、点7、点8及び点5の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに次の点9、点10、点11、点12及び点9の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号	X=-251045.157	Y=-16524.870	(座標系11系)
点1	基点第1号から	323度36分20秒	128.186メートルの点
点2	点1から	49度51分31秒	50.000メートルの点
点3	点4から	49度51分31秒	50.000メートルの点
点4	点1から	319度51分31秒	6.000メートルの点
点5	基点第1号から	325度44分23秒	195.878メートルの点
点6	点5から	52度15分55秒	50.000メートルの点
点7	点8から	52度15分55秒	50.000メートルの点
点8	点5から	322度15分55秒	6.000メートルの点
点9	基点第1号から	345度36分55秒	212.872メートルの点
点10	点9から	52度19分43秒	20.000メートルの点
点11	点12から	52度19分43秒	20.000メートルの点
点12	点9から	322度19分43秒	6.000メートルの点



区画漁業権免許漁場図

上国海区第4号

漁場の位置

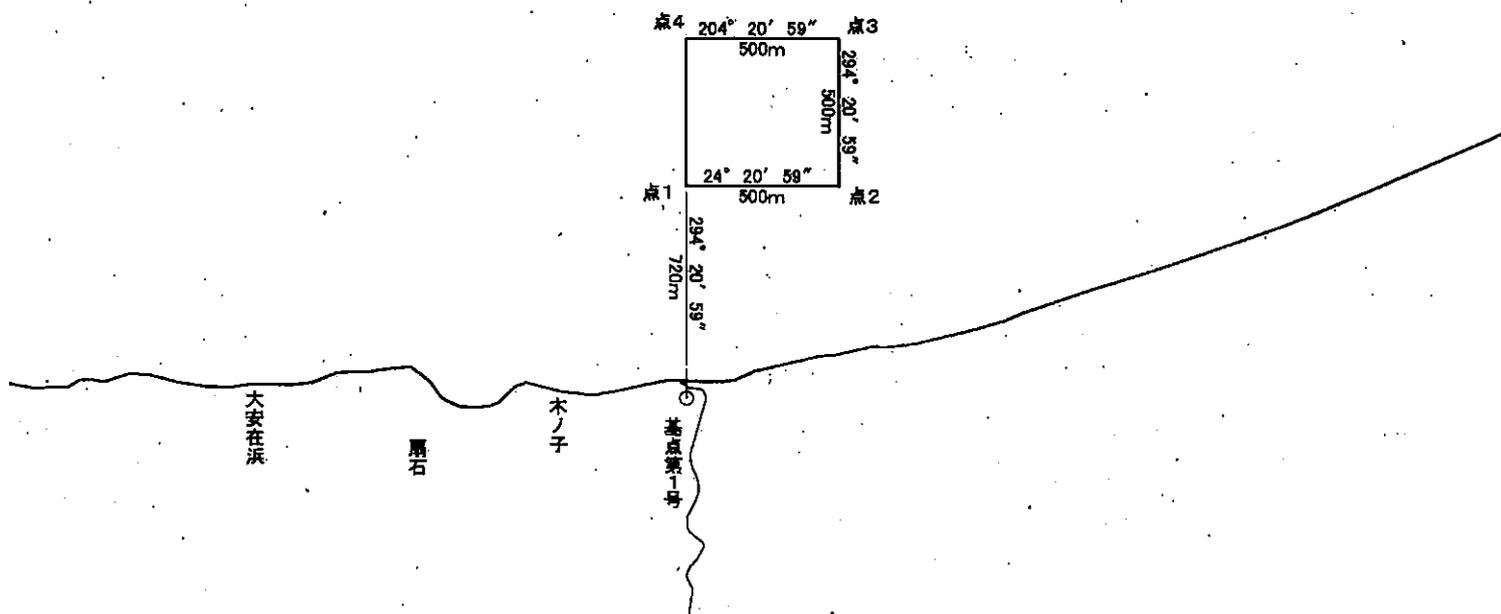
檜山郡上ノ国町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 X=-248136.642 Y=-14925.002 (座標系11系)

点1	基点第1号から	294度20分59秒	720メートルの点
点2	点1から	24度20分59秒	500メートルの点
点3	点2から	294度20分59秒	500メートルの点
点4	点3から	204度20分59秒	500メートルの点



区画漁業権免許漁場図

上国海区第5号

漁場の位置

檜山郡上ノ国町地先

漁場の区域

次の基点第1号及び点1を結んだ線、基点第2号、点2及び点3の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びに北消波堤及び西消波堤によって囲まれた区域

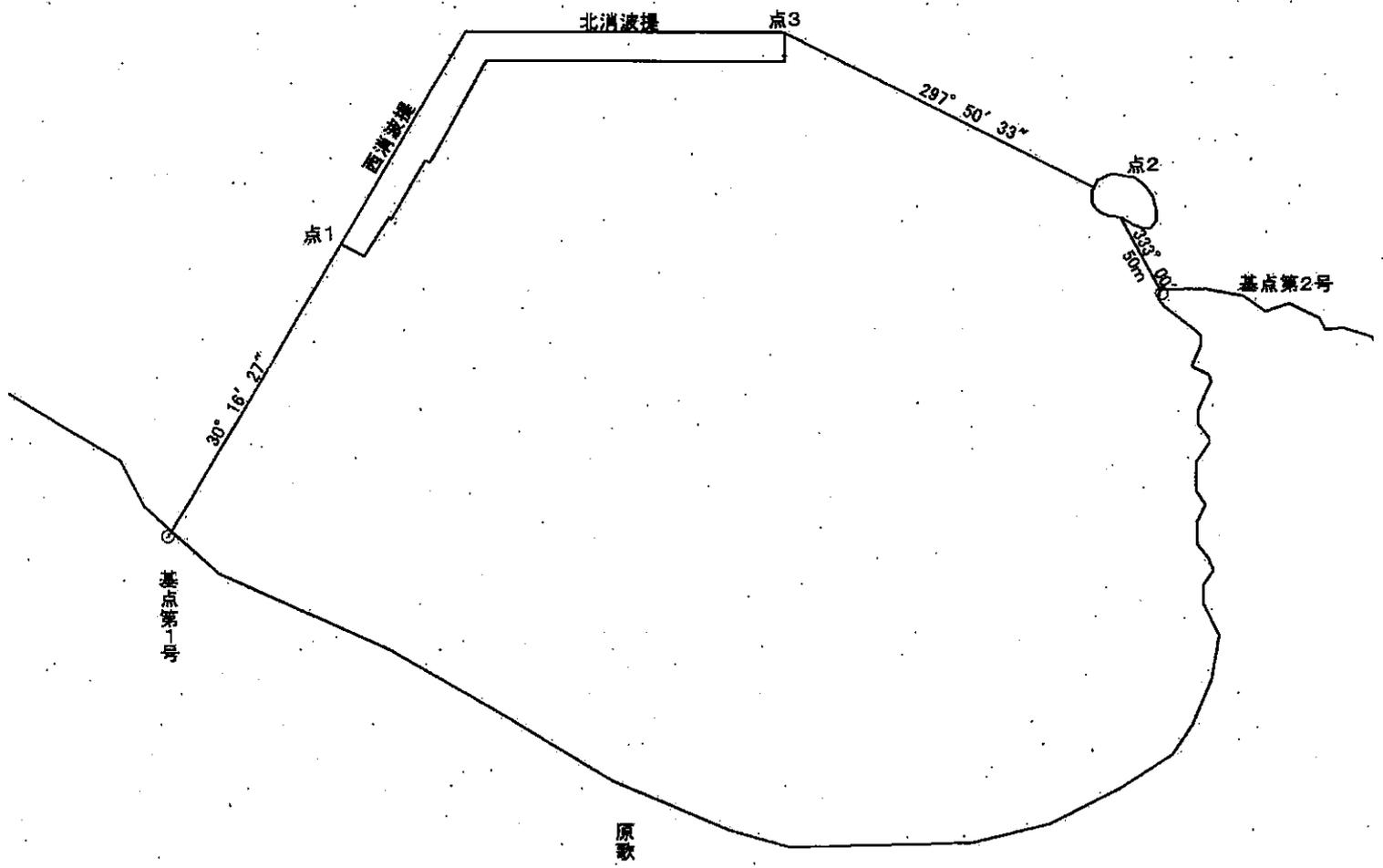
基点第1号 $X = -243414.359$ $Y = -13660.794$ (座標系11系)

基点第2号 $X = -243312.364$ $Y = -13228.895$ (座標系11系)

点1 基点第1号から 30度16分27秒の線と西消波堤との交点

点2 基点第2号から 333度00分 50.000メートルの点

点3 点2から 297度50分33秒の線と北消波堤との交点



区画漁業権免許漁場図

江海区第1号

漁場の位置

檜山郡江差町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 鷗島

点1	基点第1号から	47度 30分	1,900メートルの点
点2	点1から	102度 00分	70メートルの点
点3	点2から	195度 00分	300メートルの点
点4	点3から	185度 30分	150メートルの点
点5	点4から	195度 00分	150メートルの点
点6	点5から	105度 00分	30メートルの点
点7	点6から	183度 41分50.10秒	162.9メートルの点
点8	点7から	203度 49分26.22秒	140メートルの点
点9	点8から	285度 00分	70メートルの点
点10	点9から	23度 49分27.17秒	160メートルの点
点11	点10から	285度 00分	40メートルの点
点12	点11から	15度 00分	140メートルの点
点13	点12から	285度 00分	25メートルの点
点14	点13から	16度 00分	150メートルの点
点15	点14から	5度 30分	150メートルの点



区画漁業権免許漁場図

乙海区第1号

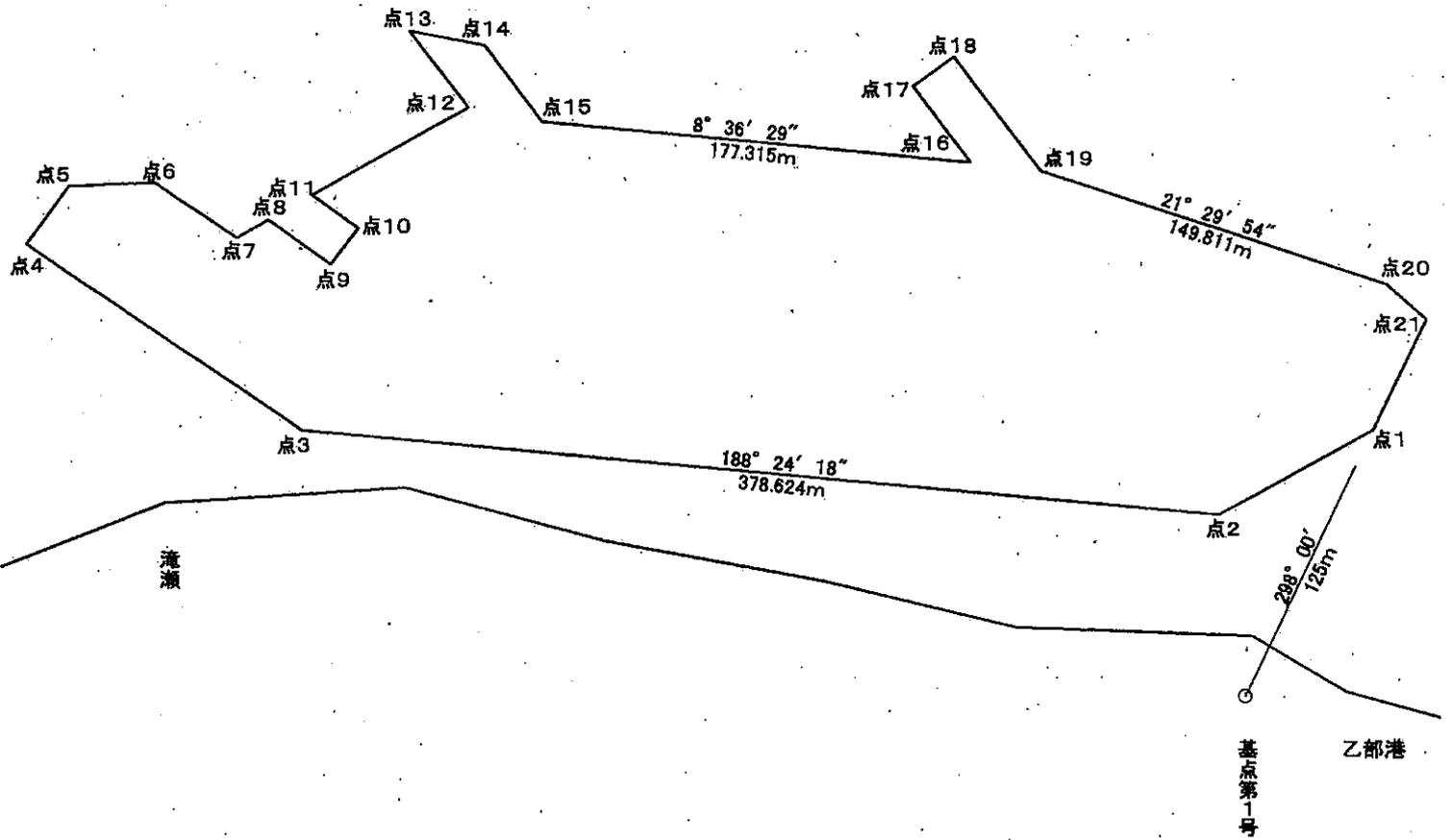
漁場の位置

爾志郡乙部町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号	X=-225939.536 Y=-10136.042(座標系11系)		
点1	基点第1号から	298度00分00秒	125.000メートルの点
点2	点1から	153度24分18秒	73.220メートルの点
点3	点2から	188度24分18秒	378.624メートルの点
点4	点3から	218度24分18秒	137.077メートルの点
点5	点4から	308度24分18秒	30.000メートルの点
点6	点5から	1度32分15秒	35.000メートルの点
点7	点6から	38度24分18秒	40.000メートルの点
点8	点7から	332度54分34秒	15.008メートルの点
点9	点8から	39度15分00秒	31.974メートルの点
点10	点9から	309度15分00秒	19.000メートルの点
点11	点10から	219度15分00秒	23.649メートルの点
点12	点11から	332度54分34秒	73.929メートルの点
点13	点12から	236度24分18秒	40.000メートルの点
点14	点13から	14度00分23秒	31.145メートルの点
点15	点14から	56度24分18秒	40.000メートルの点
点16	点15から	8度36分29秒	177.315メートルの点
点17	点16から	236度24分18秒	40.000メートルの点
点18	点17から	326度24分18秒	21.000メートルの点
点19	点18から	56度24分18秒	60.000メートルの点
点20	点19から	21度29分54秒	149.811メートルの点
点21	点20から	44度58分01秒	22.137メートルの点



区画漁業権免許漁場図

乙海区第2号

漁場の位置

爾志郡乙部町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道水産林務部三角点 水D3～)

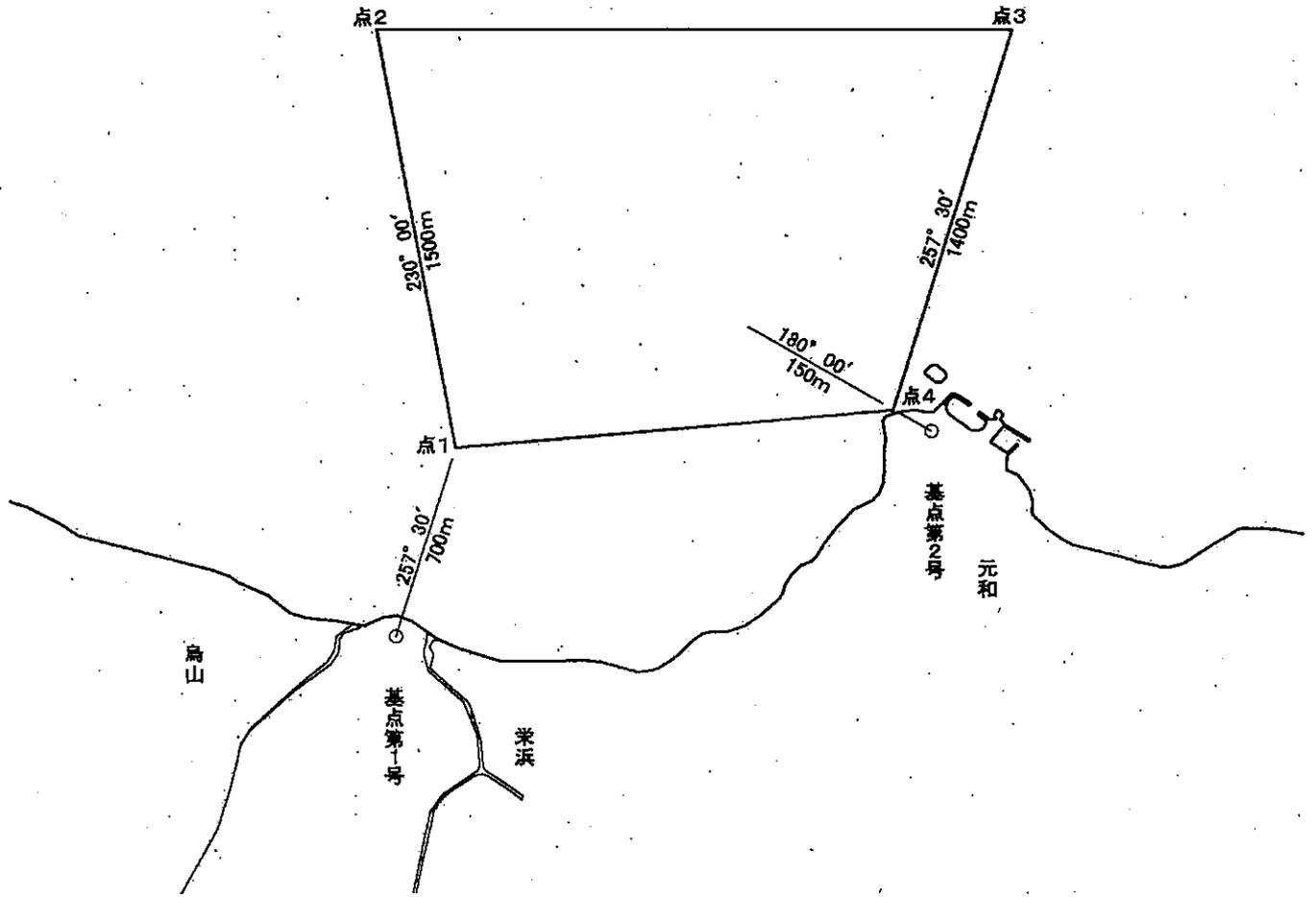
基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D4

点1 基点第1号から 257度 30分 700メートルの点

点2 点1から 230度 00分 1,500メートルの点

点3 点4から 257度 30分 1,400メートルの点

点4 基点第2号から 180度 00分 150メートルの点



区画漁業権免許漁場図

熊海区第1号

漁場の位置

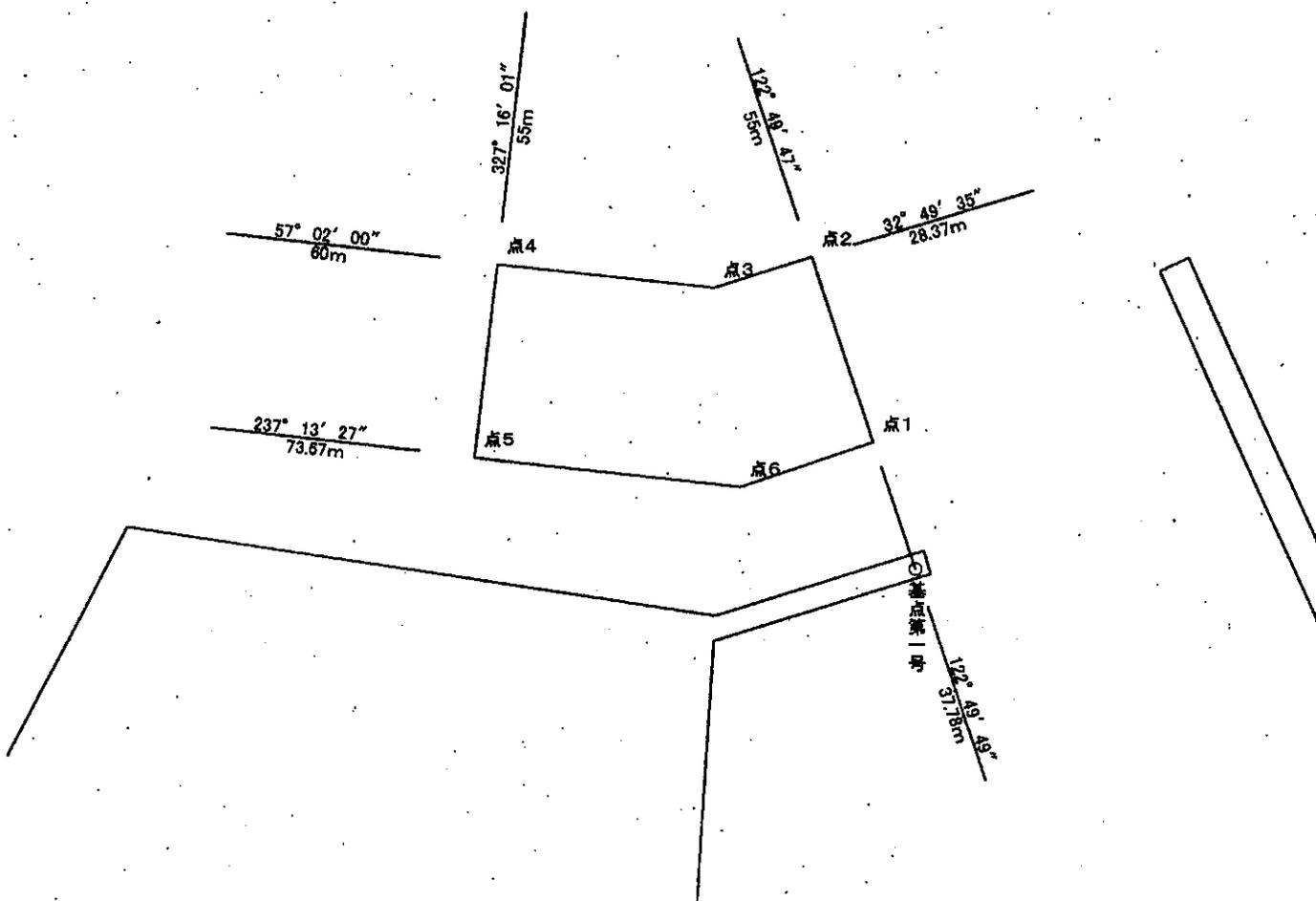
二海郡八雲町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 X=-208102.794 Y=-21904.369(座標系11系)

点1	基点第1号から	122度49分49秒	37.78メートルの点
点2	点1から	122度49分47秒	55.00メートルの点
点3	点2から	32度49分35秒	28.37メートルの点
点4	点3から	57度 2分00秒	60.00メートルの点
点5	点4から	327度16分 1秒	55.00メートルの点
点6	点5から	237度13分27秒	73.67メートルの点



区画漁業権免許漁場図

熊海区第2号

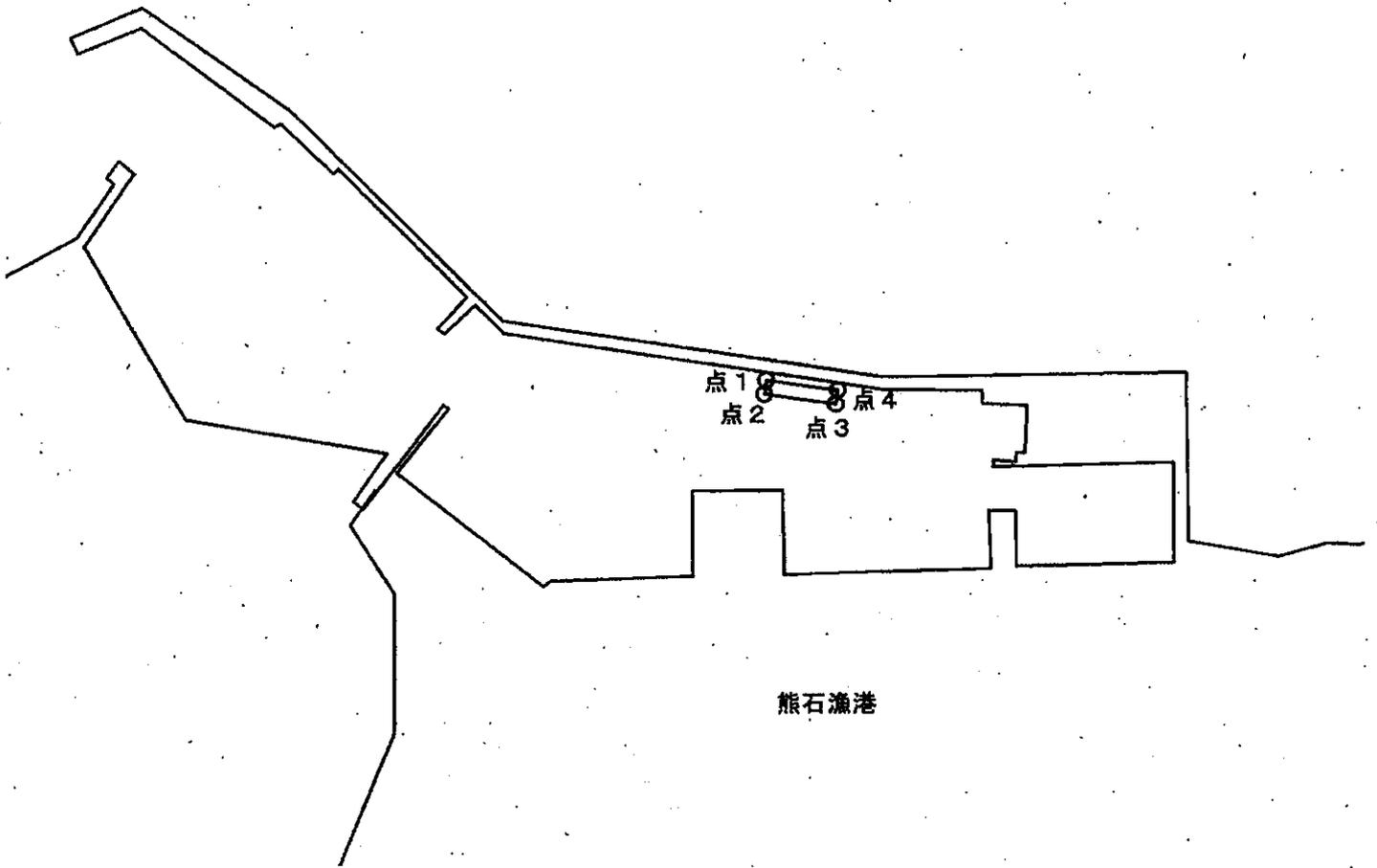
漁場の位置

二海郡八雲町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1	X=-208001.775 Y=-22370.027(座標系11系)
点2	X=-207991.820 Y=-22369.088(座標系11系)
点3	X=-207987.460 Y=-22418.898(座標系11系)
点4	X=-207997.415 Y=-22419.837(座標系11系)



区画漁業権免許漁場図

熊海区第3号

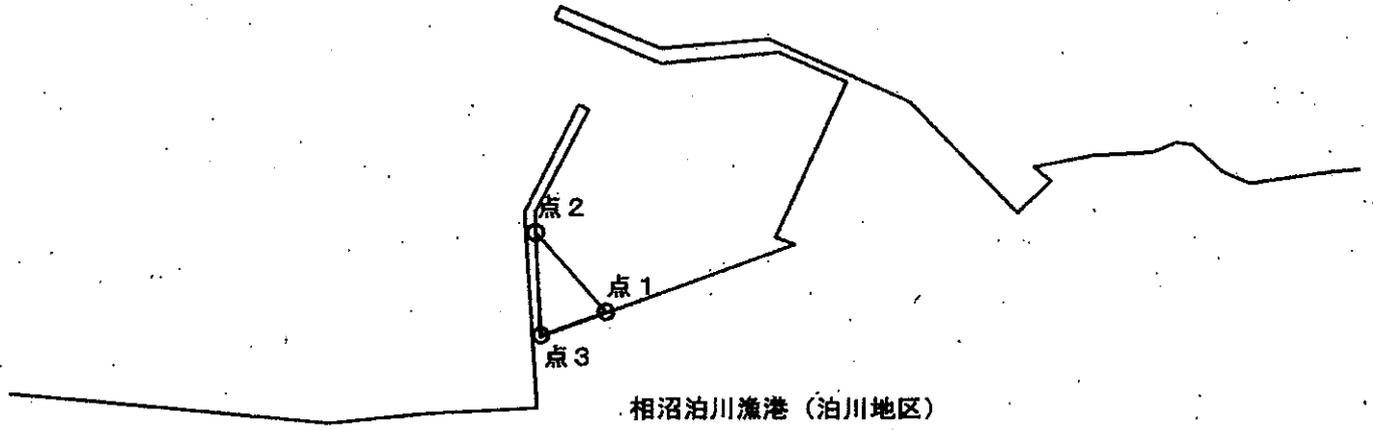
漁場の位置

二海郡八雲町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1	X=-212917.748 Y=-16032.826(座標系11系)
点2	X=-212963.364 Y=-16052.497(座標系11系)
点3	X=-212939.733 Y=-16009.572(座標系11系)



区画漁業権免許漁場図

大海区第1号

漁場の位置

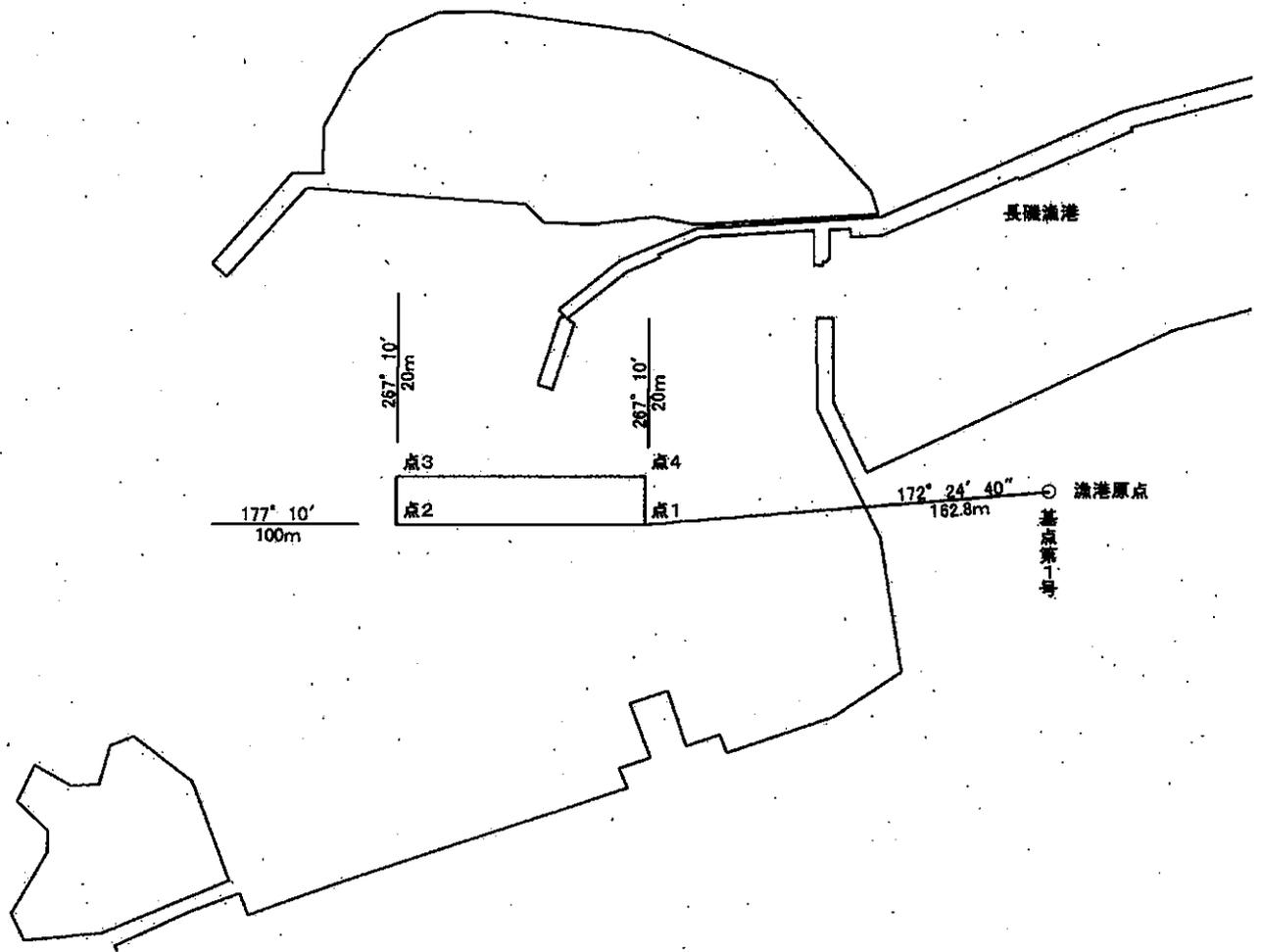
久遠郡せたな町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 長磯漁港原点(X=-206678.039 Y=-27379.957) (座標系11系)

点1	基点第1号から	172度24分40秒	162.80メートルの点
点2	点1から	177度 10分	100メートルの点
点3	点2から	267度 10分	20メートルの点
点4	点1から	267度 10分	20メートルの点



区画漁業権免許漁場図

大海区第2号

漁場の位置

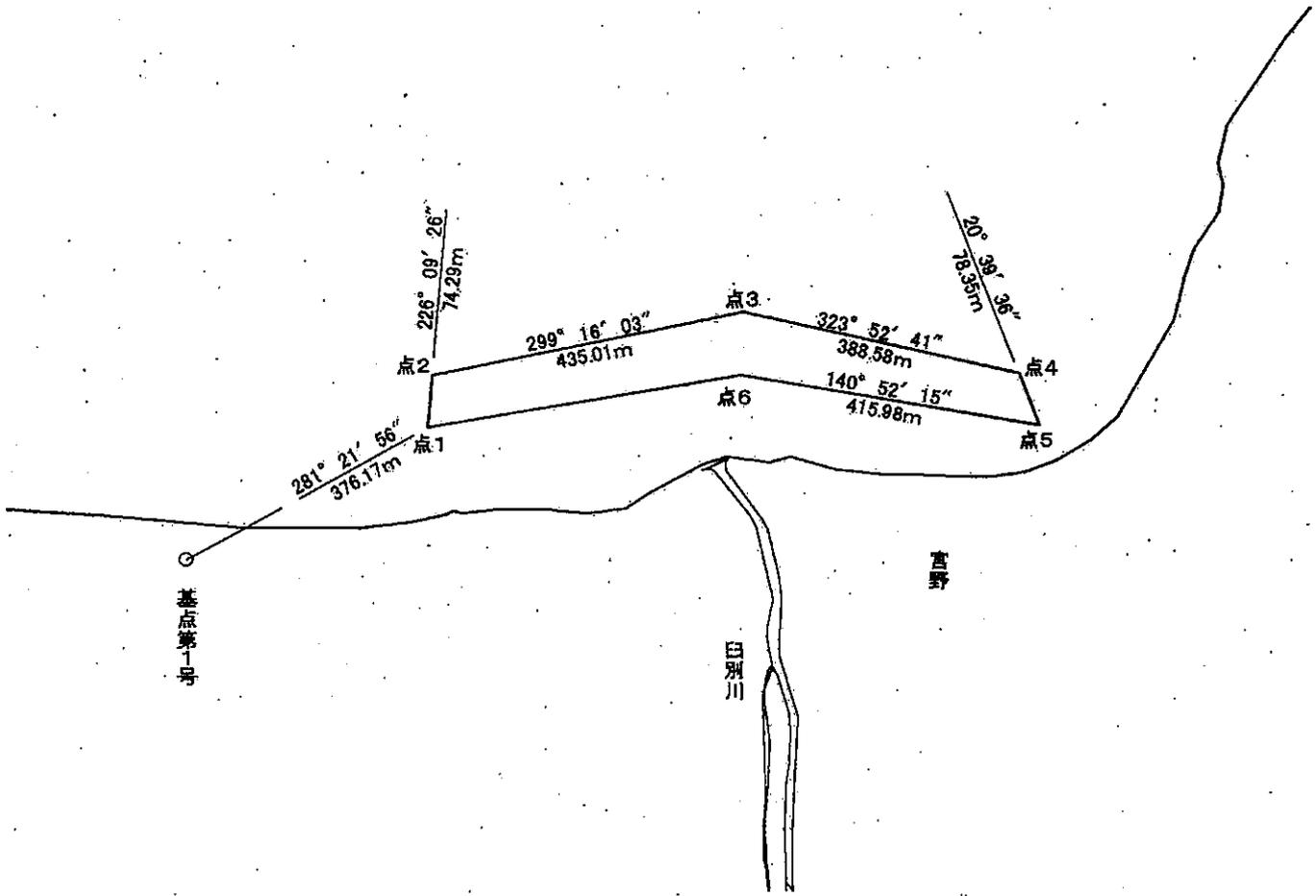
久遠郡せたな町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 平田内

点1	基点第1号から	281度21分56秒	376.17メートルの点
点2	点1から	226度09分26秒	74.29メートルの点
点3	点2から	299度16分03秒	435.01メートルの点
点4	点3から	323度52分41秒	388.58メートルの点
点5	点4から	20度39分36秒	78.35メートルの点
点6	点5から	140度52分15秒	415.98メートルの点



区画漁業権免許漁場図

大海区第3号

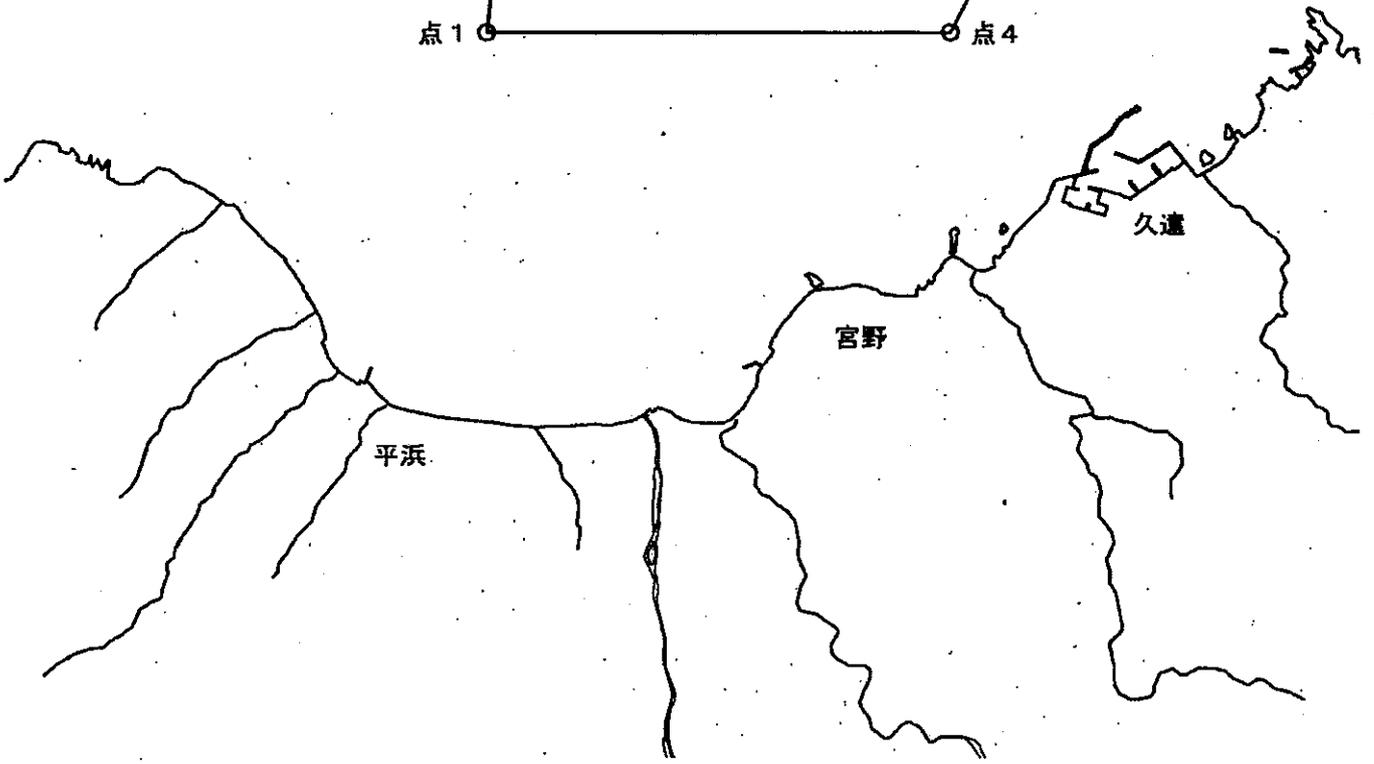
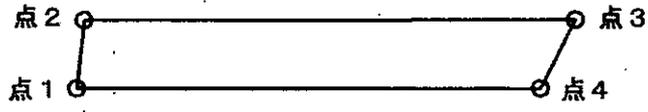
漁場の位置

久遠郡せたな町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1	X=-200358.462	Y=-32266.1376	(座標系11系)
点2	X=-200634.831	Y=-32542.6688	(座標系11系)
点3	X=-198903.266	Y=-34695.2922	(座標系11系)
点4	X=-198720.110	Y=-34295.3409	(座標系11系)



区画漁業権免許漁場図

北海区第1号

漁場の位置

久遠郡せたな町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 X=-182656.591 Y=-37815.371(座標系11系)

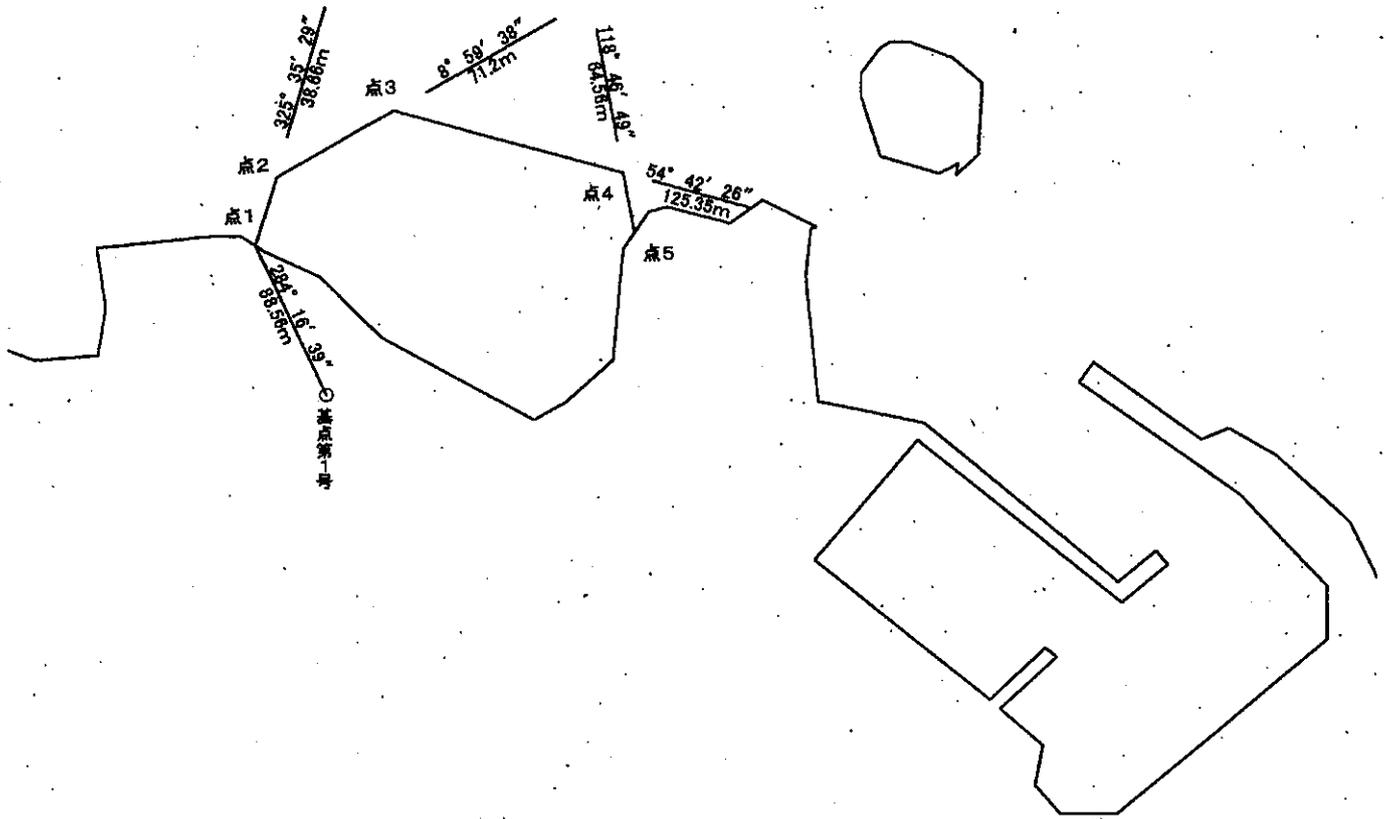
点1 基点第1号から 284度16分39秒 88.56メートルの点

点2 点1から 325度35分29秒 38.66メートルの点

点3 点2から 8度59分38秒 71.20メートルの点

点4 点3から 54度42分26秒 125.35メートルの点

点5 点4から 118度46分49秒 64.56メートルの点



区画漁業権免許漁場図

北海区第2号

漁場の位置

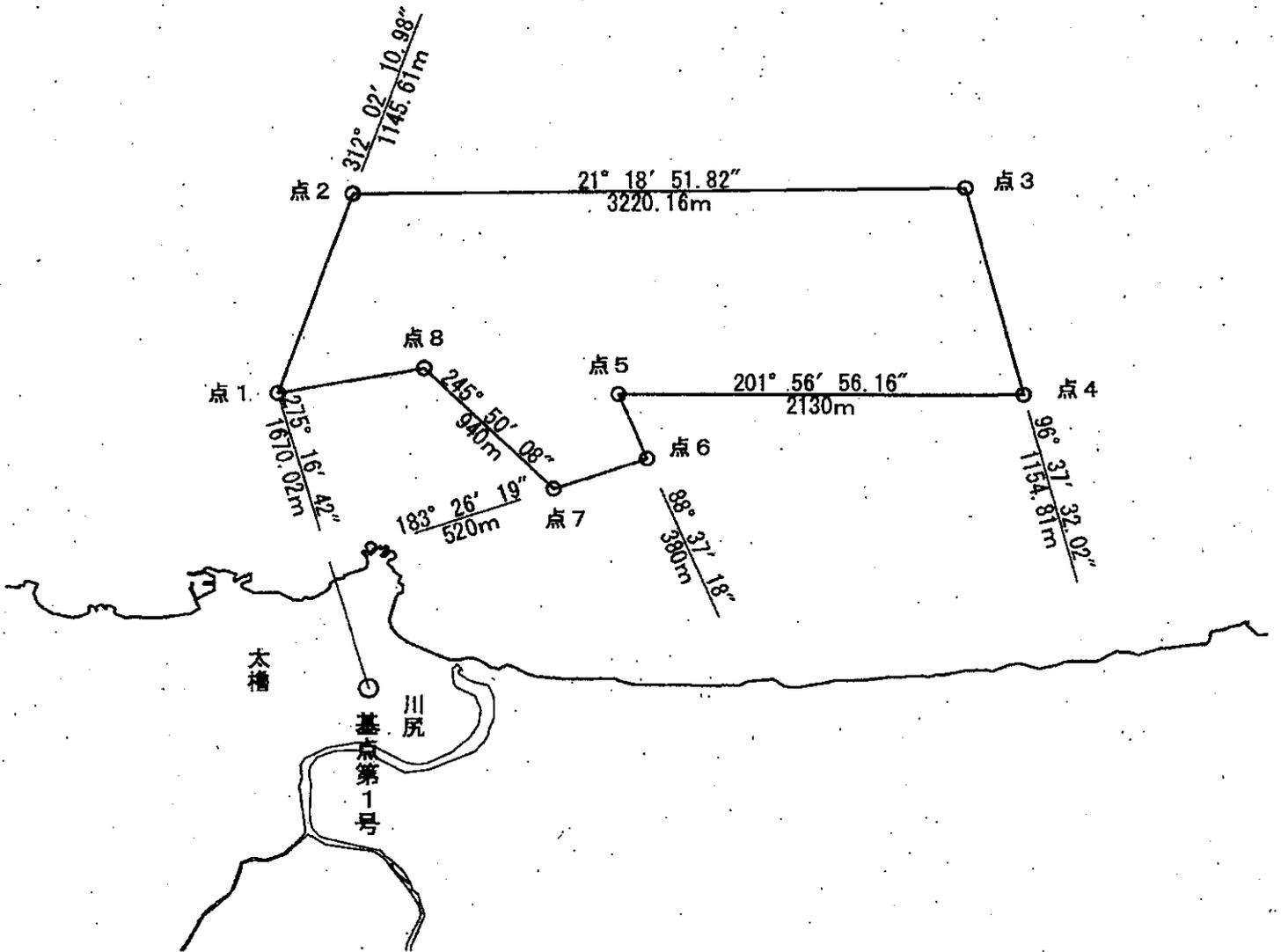
久遠郡せたな町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 川尻

点1	基点第1号から	275度16分42秒	1,670.02メートルの点
点2	点1から	312度02分10.98秒	1,145.61メートルの点
点3	点2から	21度18分51.82秒	3,220.16メートルの点
点4	点3から	96度37分32.02秒	1,154.81メートルの点
点5	点4から	201度56分56.16秒	2,130メートルの点
点6	点5から	88度37分18秒	380メートルの点
点7	点6から	183度26分19秒	520メートルの点
点8	点7から	245度50分08秒	940メートルの点



区画漁業権免許漁場図

瀬海区第1号

漁場の位置

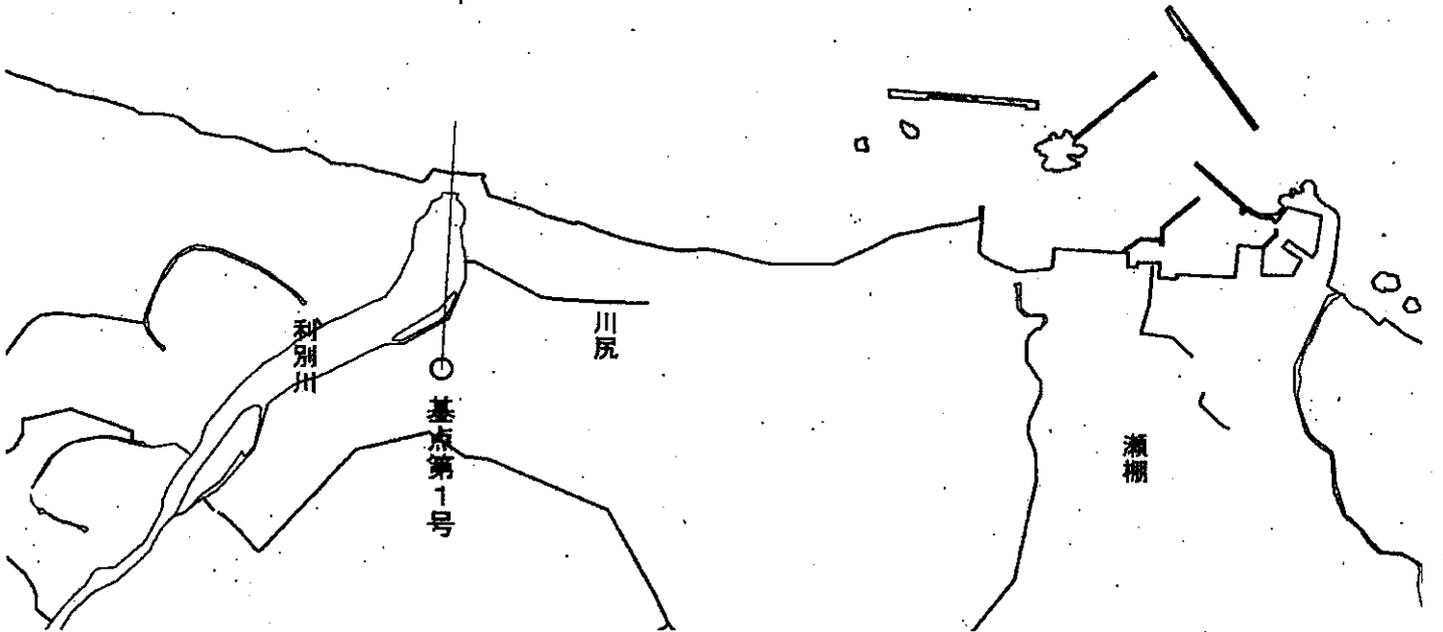
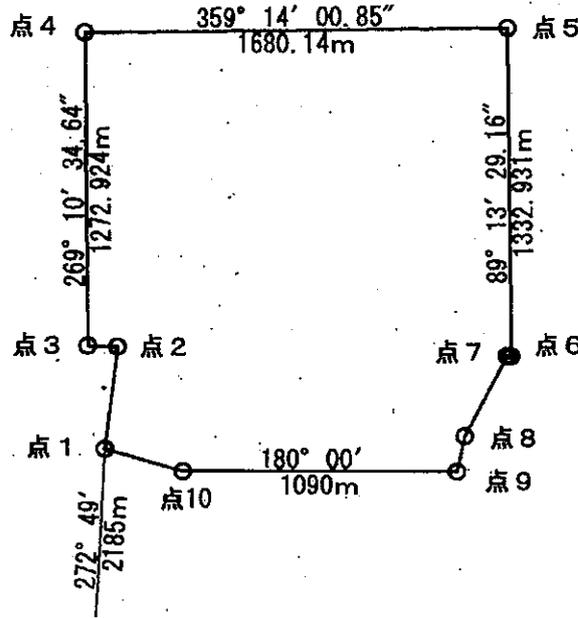
久遠郡せたな町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 大谷地

点1	基点第1号から	272度49分00秒	2,185メートルの点
点2	点1から	276度30分00秒	420.10メートルの点
点3	点2から	181度16分49秒	115メートルの点
点4	点3から	269度10分34.64秒	1,272.924メートルの点
点5	点4から	359度14分00.85秒	1,680.14メートルの点
点6	点5から	89度13分29.16秒	1,332.931メートルの点
点7	点6から	181度16分49秒	18.20メートルの点
点8	点7から	116度55分19秒	368.79メートルの点
点9	点8から	101度45分49.53秒	148メートルの点
点10	点9から	180度00分	1,090メートルの点



区画漁業権免許漁場図

瀬海区第2号

漁場の位置

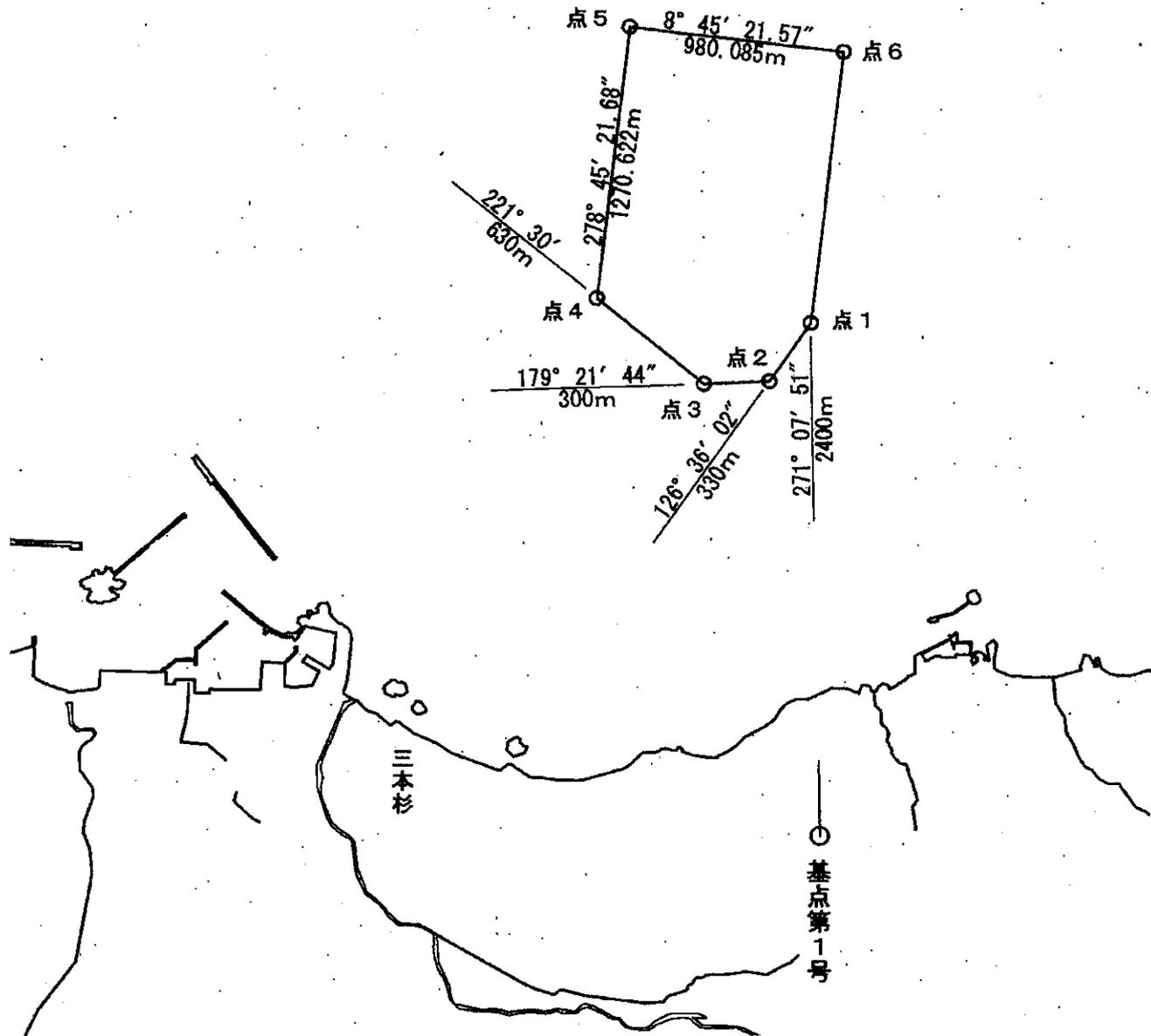
久遠郡せたな町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 梅花都

点1	基点第1号から	271度07分51秒	2,400メートルの点
点2	点1から	126度36分02秒	330メートルの点
点3	点2から	179度21分44秒	300メートルの点
点4	点3から	221度30分00秒	630メートルの点
点5	点4から	278度45分21.68秒	1,270.622メートルの点
点6	点5から	8度45分21.57秒	980.085メートルの点



区画漁業権免許漁場図

奥海区第1号

漁場の位置

奥尻郡奥尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 6(北海道水産林務部三角点 水D7～)から
184度25分 35メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 11(北海道林務部三角点 水D7～)から
145度07分 110メートルの点

基点第3号 北海道三角点 拓12

基点第4号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道林務部三角点 拓12～)から
215度35分 45メートルの点

基点第5号 北海道水産林務部図根点 No. 17(北海道林務部三角点 拓12～)から
215度14分 20メートルの点

点1 基点第1号から 90度 00分 1,530メートルの点

点2 基点第3号から 90度 00分 1,585メートルの点

点3 基点第5号から 90度 00分 1,535メートルの点

点4 基点第5号から 90度 00分 135メートルの点

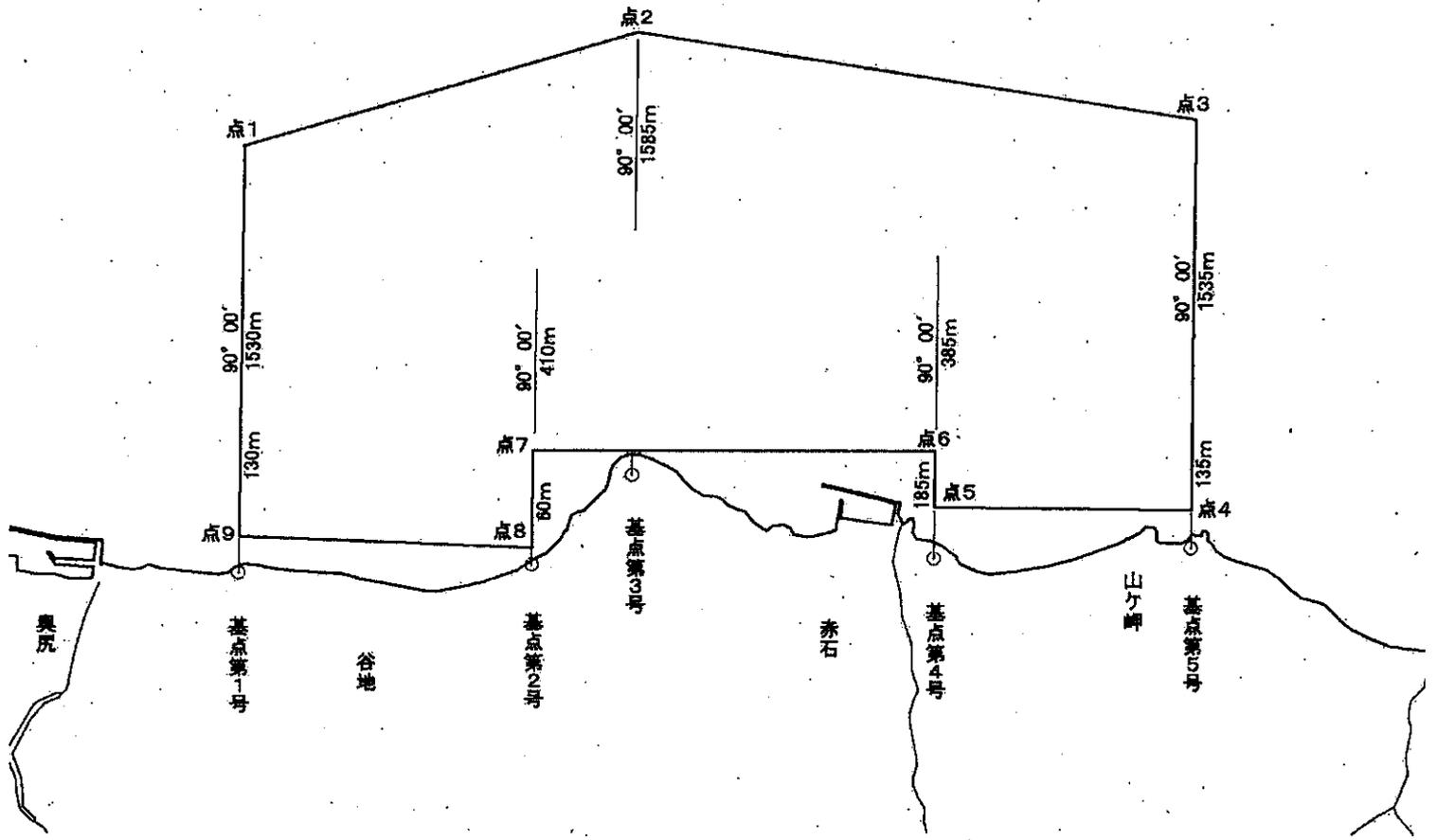
点5 基点第4号から 90度 00分 185メートルの点

点6 基点第4号から 90度 00分 385メートルの点

点7 基点第2号から 90度 00分 410メートルの点

点8 基点第2号から 90度 00分 60メートルの点

点9 基点第1号から 90度 00分 130メートルの点



区画漁業権免許漁場図

奥海区第2号

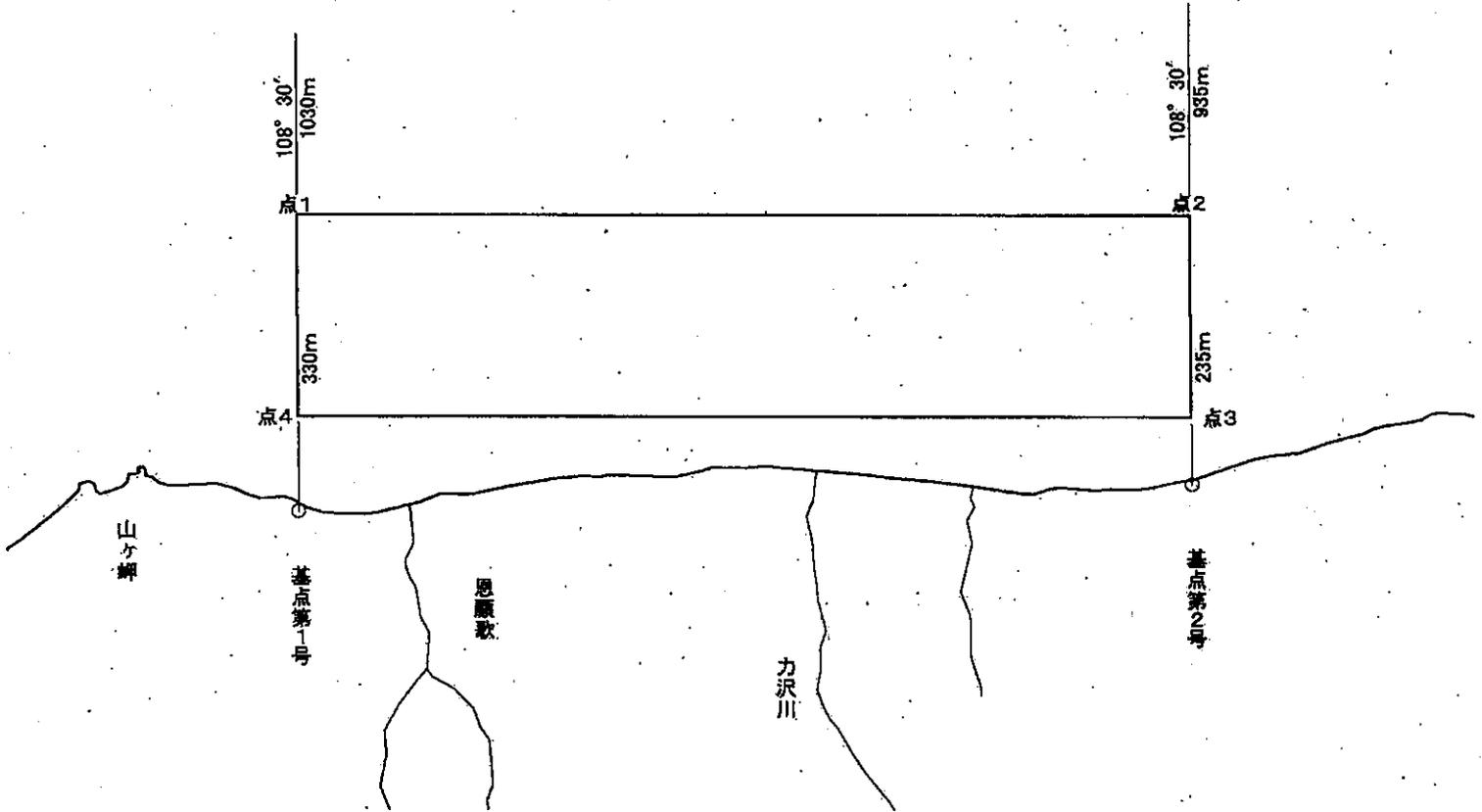
漁場の位置

奥尻郡奥尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号	北海道水産林務部図根点 No. 23(北海道三角点 拓12～)
基点第2号	北海道水産林務部図根点 No. 40(北海道三角点 拓12～)から 182度34分 170メートルの点
点1	基点第1号から 108度 30分 1,030メートルの点
点2	基点第2号から 108度 30分 935メートルの点
点3	基点第2号から 108度 30分 235メートルの点
点4	基点第1号から 108度 30分 330メートルの点



区画漁業権免許漁場図

奥海区第3号

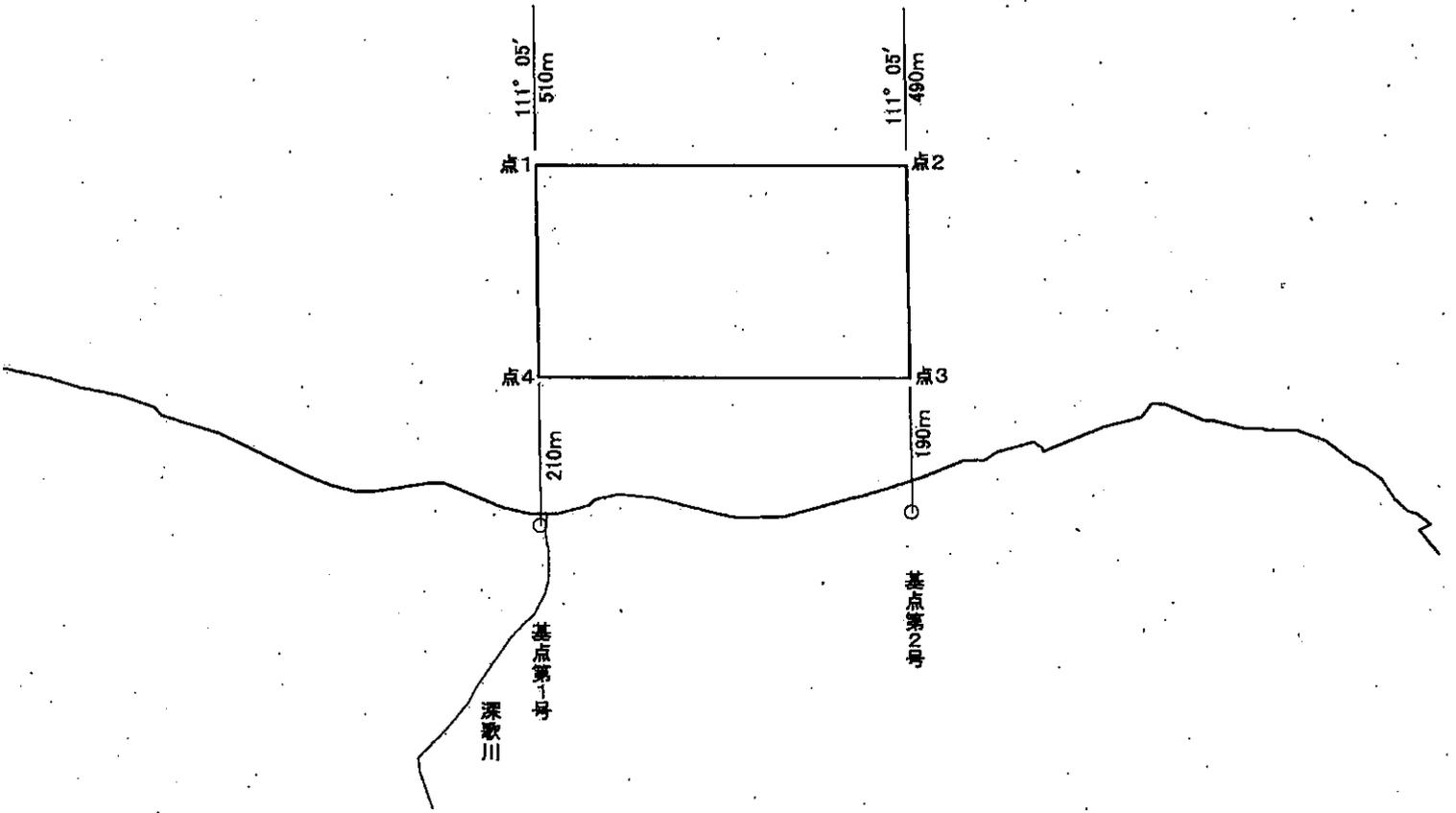
漁場の位置

奥尻郡奥尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 基点第1号 | 北海道水産林務部図根点 No. 52(北海道三角点 拓12~)から
203度04分 95メートルの点 |
| 基点第2号 | 北海道水産林務部図根点 No. 54(北海道三角点 拓12~)から
187度59分 232メートルの点 |
| 点1 | 基点第1号から 111度 05分 510メートルの点 |
| 点2 | 基点第2号から 111度 05分 490メートルの点 |
| 点3 | 基点第2号から 111度 05分 190メートルの点 |
| 点4 | 基点第1号から 111度 05分 210メートルの点 |



区画漁業権免許漁場図

奥海区第4号

漁場の位置

奥尻郡奥尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.67(北海道三角点 拓12~)から
215度42分 134メートルの点

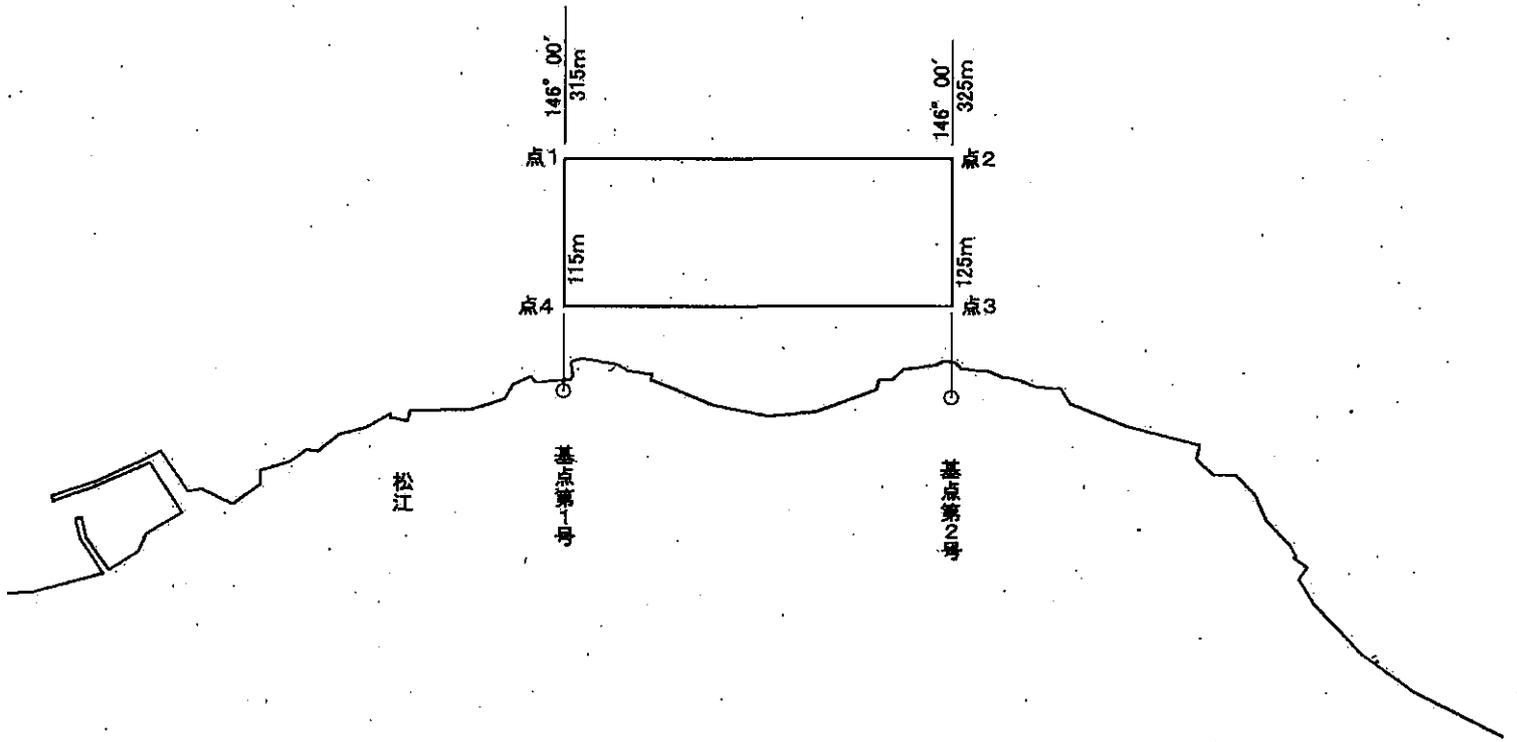
基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D9

点1 基点第1号から 146度 00分 315メートルの点

点2 基点第2号から 146度 00分 325メートルの点

点3 基点第2号から 146度 00分 125メートルの点

点4 基点第1号から 146度 00分 115メートルの点



区画漁業権免許漁場図

奥海区第5号

漁場の位置

奥尻郡奥尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 5(北海道水産林務部三角点 水D9～)

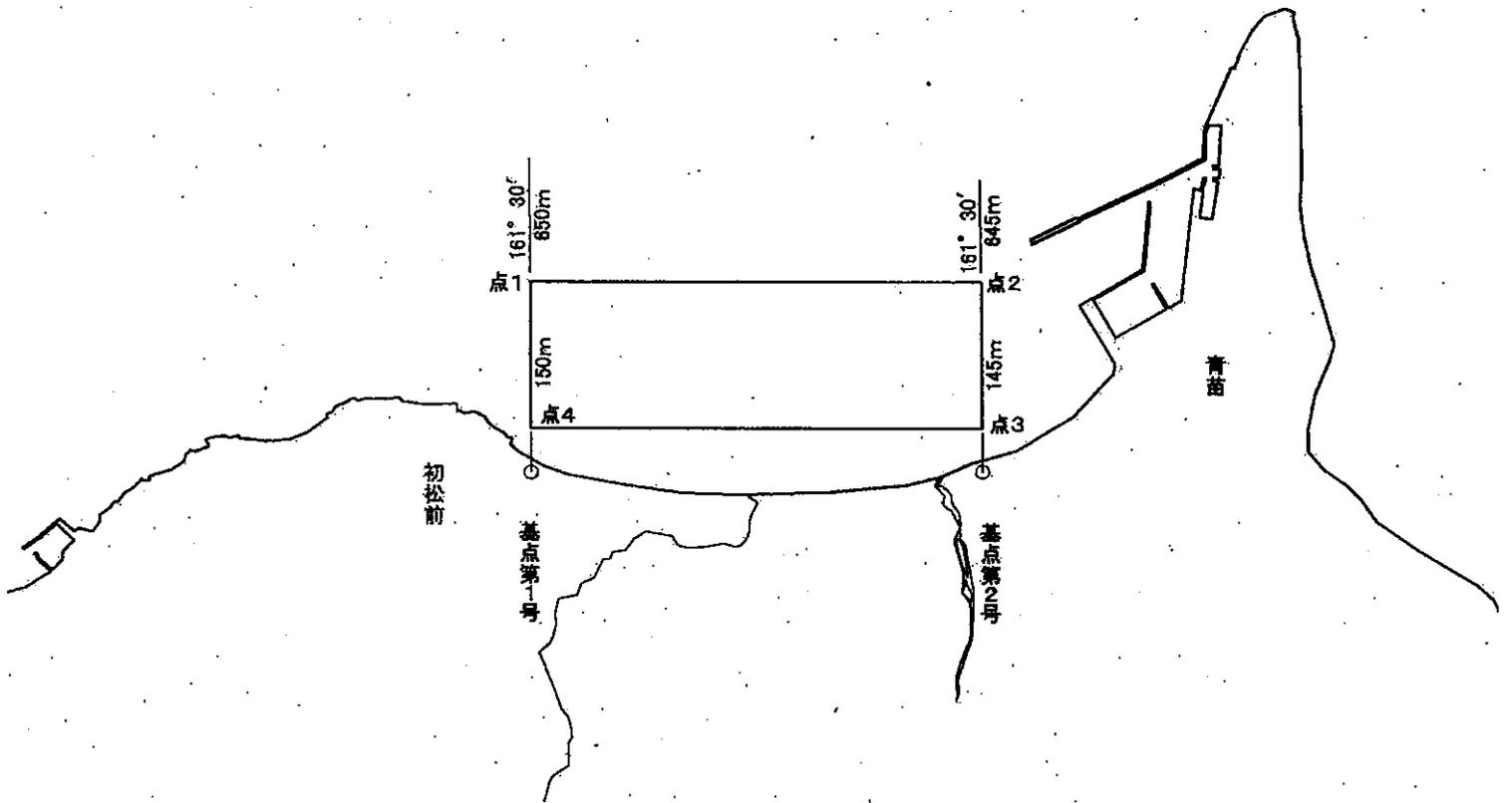
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 10(北海道水産林務部三角点 水D9～)から
231度55分 197メートルの点

点1 基点第1号から 161度 30分 650メートルの点

点2 基点第2号から 161度 30分 645メートルの点

点3 基点第2号から 161度 30分 145メートルの点

点4 基点第1号から 161度 30分 150メートルの点



区画漁業権免許漁場図

奥海区第6号

漁場の位置

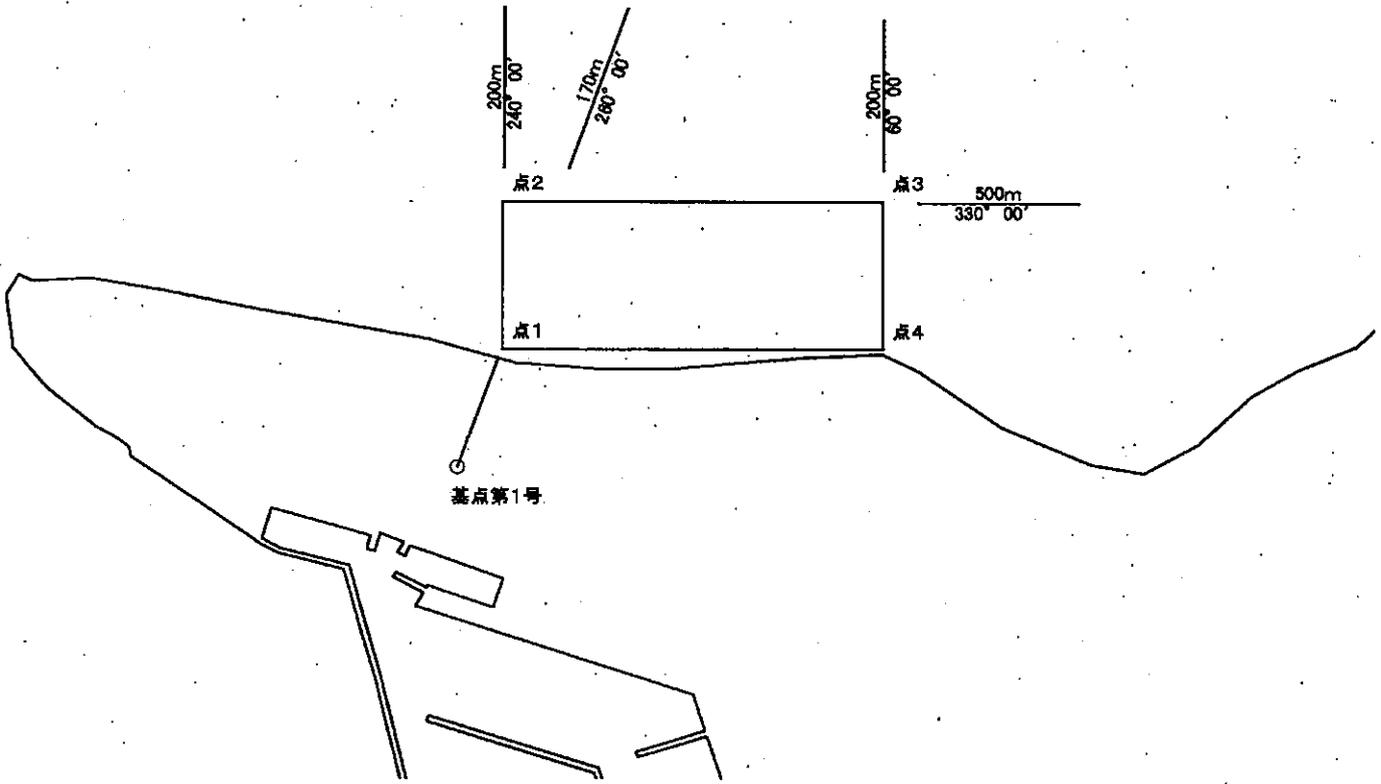
奥尻郡奥尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 青苗

点1	基点第1号から	260度	00分	170メートルの点
点2	点1から	240度	00分	200メートルの点
点3	点2から	330度	00分	500メートルの点
点4	点3から	60度	00分	200メートルの点



区画漁業権免許漁場図

奥海区第7号

漁場の位置

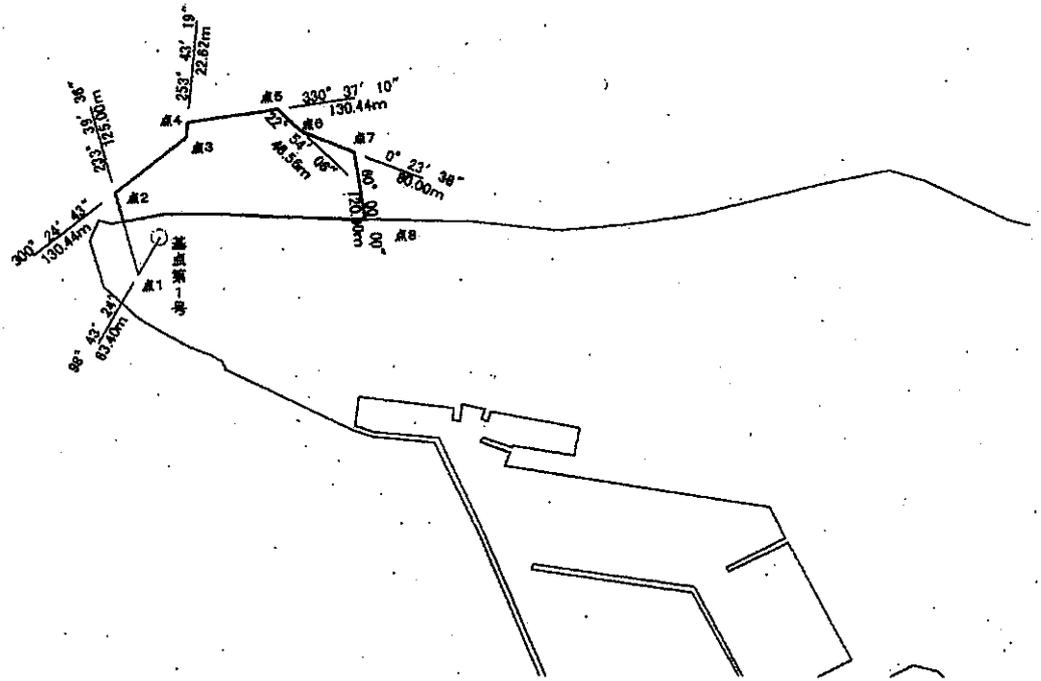
奥尻郡奥尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点8の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第1号 X=-216,050.837 Y=-66,225.167(座標系11系)

点1	基点第1号から	98度43分24秒	63.40メートルの点
点2	点1から	233度39分36秒	125.00メートルの点
点3	点2から	300度24分43秒	130.44メートルの点
点4	点3から	253度43分19秒	22.62メートルの点
点5	点4から	330度37分10秒	130.44メートルの点
点6	点5から	22度54分06秒	48.56メートルの点
点7	点6から	0度23分38秒	80.00メートルの点
点8	点7から	60度00分00秒	120.00メートルの点



区画漁業権免許漁場図

奥海区第8号

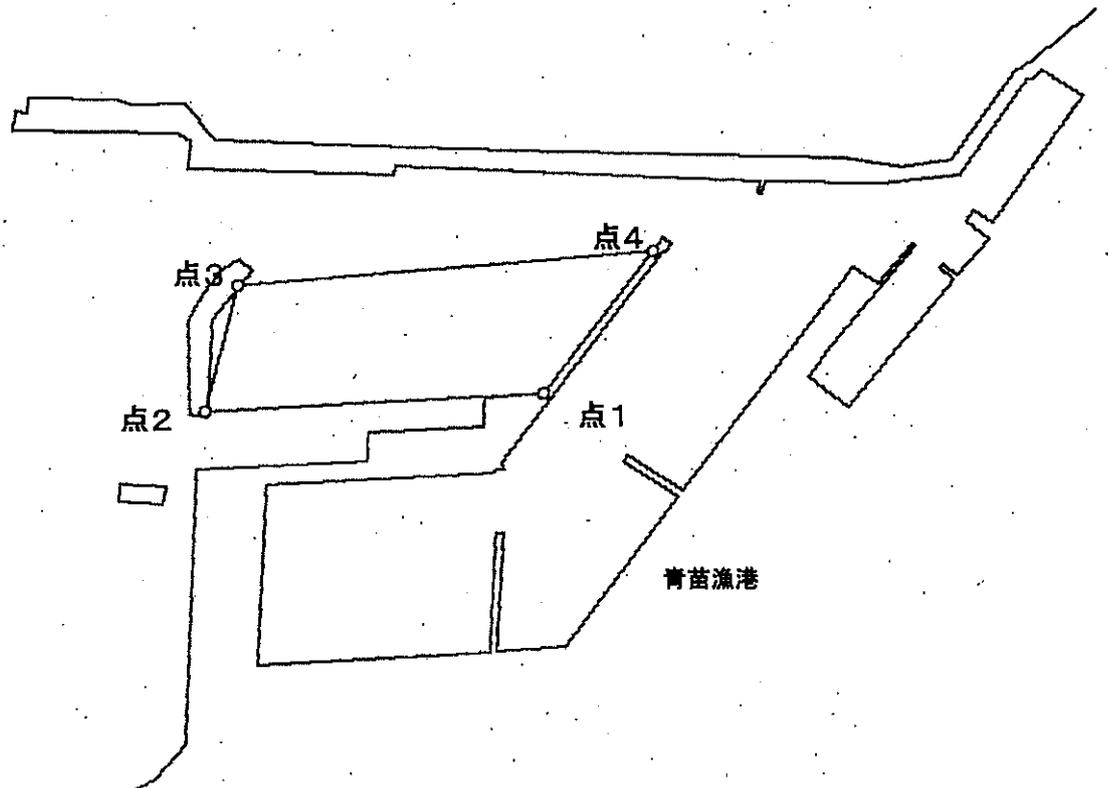
漁場の位置

奥尻郡奥尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1	X=-215217.133 Y=-65999.989(座標系11系)
点2	X=-215010.451 Y=-65815.913(座標系11系)
点3	X=-215095.575 Y=-65752.403(座標系11系)
点4	X=-215355.605 Y=-65969.850(座標系11系)



区画漁業権免許漁場図

奥海区第9号

漁場の位置

奥尻郡奥尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1	X=-205609.610 Y=-60264.913(座標系11系)
点2	X=-205607.190 Y=-60278.093(座標系11系)
点3	X=-205630.647 Y=-60283.168(座標系11系)
点4	X=-205633.067 Y=-60269.988(座標系11系)

縮尺

1/3,500

